

インボイス登録申請相談会の御案内

(個人の課税事業者の方)

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されますが、適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 登録申請相談会の主な内容

登録申請を予定している個人の課税事業者の方向けに、

- ① インボイス制度の概要の説明
 - ② 登録申請方法の説明(スマートフォンからe-Taxソフト(SP版)を利用する場合の操作方法)
 - ③ 登録申請のサポート(登録申請を希望される方)を行います。
- スマートフォンとマイナンバーカードを持参してください(お持ちでない方でも御参加頂けます)。
 - 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日までに申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
 - 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

2 登録申請相談会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年5月31日(火) 【午前の部】 10時30分~11時30分 【午後の部】 13時30分~14時30分	練馬西税務署内2階大会議室 練馬区東大泉7丁目31-35	各20名	練馬西税務署 個人課税第1部門 ☎03-3867-9711(代表) (内線25313)
令和4年6月10日(金) 【午前の部】 10時30分~11時30分 【午後の部】 13時30分~14時30分	練馬西税務署内2階大会議室 練馬区東大泉7丁目31-35	各20名	練馬西税務署 個人課税第1部門 ☎03-3867-9711(代表) (内線25313)

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

【国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト】

インボイス制度の情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています。

下のコードからサイトへ



インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	開催場所	定員	連絡先
令和4年5月24日（火） 【午後の部のみ】 13時00分～14時00分	練馬区立石神井公園区民 交流センター会議室（2及び3） 練馬区石神井町2丁目14-1	20名	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎03-3867-9711（代表） （内線25414）
令和4年6月16日（木） 【午前の部】 10時30分～11時30分 【午後の部】 13時00分～14時00分	練馬西税務署内2階大会議室 練馬区東大泉7丁目31-35	各20名	練馬西税務署 法人課税第1部門 ☎03-3867-9711（代表） （内線25414）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用に御協力ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

